

補助対象事業

補助対象事業	カーボンニュートラル促進事業	ウッドチェンジ啓発事業	公共施設等県産木材利用補助事業
事業内容	森林資源の利用促進に必要な施設や設備、資機材の購入設置等に係る経費の外、県産木材の製品開発に係る経費を助成。	木材利用拡大を図る普及啓発活動に必要な経費を助成。	県産木材を使用して公共施設等の木造化、木質化を行う場合において、その県産木材購入に係る経費を助成。
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町</li> <li>・森林組合</li> <li>・建築・建設関係団体</li> <li>・木材産業関係団体</li> <li>・林業普及協会</li> <li>・NPO 法人</li> <li>・ボランティア団体等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町</li> <li>・森林組合</li> <li>・建築・建設関係団体</li> <li>・木材産業関係団体</li> <li>・林業普及協会</li> <li>・NPO 法人</li> <li>・ボランティア団体等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県</li> <li>・市町</li> <li>・公共的施設を整備する事業者</li> </ul> ※「公共的施設」とは、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、公共交通機関の施設、道路、公園その他の多数の者の利用に供する施設をいう。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金 アルバイト及び技能者等の賃金</li> <li>・謝金 専門的知識の提供等に協力を得た指導者等の謝金</li> <li>・旅費 アルバイト、技能者及び指導者等の旅費</li> <li>・需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕費等</li> <li>・施設整備費 製品の保管、展示等に係る施工費用、部材・部品費用、その他運搬等に要する経費</li> <li>・委託料 資料作成、広告出稿料、コンサルタント等の委託料</li> <li>・使用料及び賃借料 会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料</li> <li>・備品・資機材購入費 事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金 アルバイト及び技能者等の賃金</li> <li>・謝金 専門的知識の提供等に協力を得た指導者等の謝金</li> <li>・旅費 アルバイト、技能者及び指導者等の旅費</li> <li>・需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕費等</li> <li>・役務費 通信運搬費、保管料、広告料、手数料、保険料等に要する経費</li> <li>・委託料 資料作成、広告出稿料、コンサルタント等の委託料</li> <li>・使用料及び賃借料 会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料</li> <li>・備品・資機材購入費 事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の木造化、木質化に係る県産木材の購入経費（補助対象経費が300千円以上であること）。</li> </ul> ただし、使用する木材が、香川県内で生育したヒノキ・スギ等を合法的に伐採したことが森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林届出書」等により証明できるものであり、かつ、木材の使用数量（材積）について、竣工時に納品書等で確認・証明できるものに限る。
補助率及び補助限度額	事業に要する経費の10/10以内 補助限度額：2,000千円/1件	事業に要する経費の10/10以内 補助限度額：1,000千円/1件	事業に要する経費の10/10以内 補助限度額：2,000千円/1施設